



# 鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)  
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（50）（人事企画課）・・・ 3
- ◇ 教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（9）（教育人材開発課）・・・ 7
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（15）（給与課）・・・ 11  
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（16）（〃）・・・ 14  
特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則（17）（〃）・・・ 16

=====公布された規則のあらまし=====

◇現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給料について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に準じて改める。

2 規則の概要

- (1) 給料表の給料月額を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とし、平成29年4月1日から適用する。

# 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第50号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	143,000	193,300	229,600
	2	144,100	195,100	231,200
	3	145,300	196,900	232,700
	4	146,400	198,700	234,300
	5	147,500	200,300	235,800
	6	148,600	202,100	237,500
	7	149,700	203,900	239,000
	8	150,900	205,700	240,600
	9	152,000	207,400	241,900
	10	153,400	209,200	243,400
	11	154,700	211,000	245,000
	12	156,000	212,800	246,400
	13	157,300	214,200	247,900
	14	158,800	216,000	249,400
	15	160,300	217,800	250,800
	16	161,900	219,600	252,200
	17	163,200	221,300	253,700
	18	164,700	223,000	255,400
	19	166,200	224,600	257,100
	20	167,700	226,200	258,900
	21	169,100	227,700	260,500
	22	171,800	229,400	262,300
	23	174,400	231,000	264,000
	24	177,000	232,600	265,700
	25	179,700	233,800	267,700
	26	181,400	235,300	269,600
	27	183,100	236,700	271,400
	28	184,900	238,000	273,200
	29	186,400	239,300	274,900
	30	188,200	240,500	276,800
	31	190,000	241,500	278,700

32	191,700	242,700	280,400
33	193,300	244,000	282,000
34	194,800	245,200	283,900
35	196,300	246,400	285,800
36	197,800	247,700	287,700
37	199,100	248,600	289,300
38	200,400	250,000	291,000
39	201,700	251,500	292,800
40	203,000	253,000	294,600
41	204,300	254,400	296,200
42	205,600	255,800	297,900
43	206,900	257,200	299,400
44	208,200	258,500	301,000
45	209,400	259,700	302,600
46	210,700	261,000	304,300
47	212,000	262,400	305,900
48	213,300	263,700	307,600
49	214,400	264,900	308,600
50	215,500	266,000	310,100
51	216,500	267,300	311,600
52	217,700	268,600	313,200
53	218,800	269,600	314,800
54	219,800	270,700	316,400
55	220,700	272,000	318,100
56	221,700	273,300	319,600
57	222,200	274,300	321,100
58	223,100	275,300	322,300
59	223,900	276,200	323,500
60	224,800	277,300	324,700
61	225,500	278,400	325,400
62	226,500	279,400	326,300
63	227,300	280,300	327,100
64	228,200	281,300	327,900
65	228,900	281,900	328,800
66	229,700	282,800	329,200
67	230,600	283,500	329,900
68	231,700	284,500	330,700
69	232,400	285,500	331,500
70	233,100	286,300	332,200
71	233,700	287,100	332,900
72	234,500	287,900	333,600
73	235,300	288,700	334,100
74	236,000	289,200	334,700
75	236,700	289,600	335,200
76	237,300	290,100	335,800

77	238,000	290,200	336,100
78	238,800	290,600	336,600
79	239,600	290,800	337,000
80	240,300	291,200	337,500
81	240,900	291,400	337,900
82	241,600	291,600	338,400
83	242,300	292,000	338,900
84	243,000	292,300	339,400
85	243,600	292,600	339,700
86	244,300	292,900	340,100
87	245,000	293,200	340,600
88	245,700	293,600	341,000
89	246,300	293,900	341,300
90	246,800	294,300	341,700
91	247,100	294,600	342,200
92	247,500	295,000	342,600
93	247,800	295,100	342,800
94		295,300	343,200
95		295,700	343,700
96		296,100	344,100
97		296,300	344,200
98		296,600	344,700
99		297,000	345,100
100		297,400	345,400
101		297,600	345,700
102		297,900	346,100
103		298,300	346,500
104		298,600	346,900
105		298,800	347,400
106		299,100	347,800
107		299,500	348,200
108		299,800	348,600
109		300,000	349,100
110		300,400	349,500
111		300,800	349,800
112		301,100	350,100
113		301,200	350,600
114		301,500	351,100
115		301,800	351,400
116		302,200	351,700
117		302,400	352,200
118		302,600	
119		302,900	
120		303,200	
121		303,600	

	122		303,800
	123		304,100
	124		304,400
	125		304,700
再任用職員		187,900	215,400

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## (給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## (経過措置)

4 改正後の規則の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

### 鳥取県教育委員会規則第9号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	143,000	193,300	229,600
	2	144,100	195,100	231,200
	3	145,300	196,900	232,700
	4	146,400	198,700	234,300
	5	147,500	200,300	235,800
	6	148,600	202,100	237,500
	7	149,700	203,900	239,000
	8	150,900	205,700	240,600
	9	152,000	207,400	241,900
	10	153,400	209,200	243,400
	11	154,700	211,000	245,000
	12	156,000	212,800	246,400
	13	157,300	214,200	247,900
	14	158,800	216,000	249,400
	15	160,300	217,800	250,800
	16	161,900	219,600	252,200
	17	163,200	221,300	253,700
	18	164,700	223,000	255,400
	19	166,200	224,600	257,100
	20	167,700	226,200	258,900
	21	169,100	227,700	260,500
	22	171,800	229,400	262,300
	23	174,400	231,000	264,000
	24	177,000	232,600	265,700
	25	179,700	233,800	267,700
	26	181,400	235,300	269,600
	27	183,100	236,700	271,400
	28	184,900	238,000	273,200
	29	186,400	239,300	274,900
	30	188,200	240,500	276,800
	31	190,000	241,500	278,700

32	191,700	242,700	280,400
33	193,300	244,000	282,000
34	194,800	245,200	283,900
35	196,300	246,400	285,800
36	197,800	247,700	287,700
37	199,100	248,600	289,300
38	200,400	250,000	291,000
39	201,700	251,500	292,800
40	203,000	253,000	294,600
41	204,300	254,400	296,200
42	205,600	255,800	297,900
43	206,900	257,200	299,400
44	208,200	258,500	301,000
45	209,400	259,700	302,600
46	210,700	261,000	304,300
47	212,000	262,400	305,900
48	213,300	263,700	307,600
49	214,400	264,900	308,600
50	215,500	266,000	310,100
51	216,500	267,300	311,600
52	217,700	268,600	313,200
53	218,800	269,600	314,800
54	219,800	270,700	316,400
55	220,700	272,000	318,100
56	221,700	273,300	319,600
57	222,200	274,300	321,100
58	223,100	275,300	322,300
59	223,900	276,200	323,500
60	224,800	277,300	324,700
61	225,500	278,400	325,400
62	226,500	279,400	326,300
63	227,300	280,300	327,100
64	228,200	281,300	327,900
65	228,900	281,900	328,800
66	229,700	282,800	329,200
67	230,600	283,500	329,900
68	231,700	284,500	330,700
69	232,400	285,500	331,500
70	233,100	286,300	332,200
71	233,700	287,100	332,900
72	234,500	287,900	333,600
73	235,300	288,700	334,100
74	236,000	289,200	334,700
75	236,700	289,600	335,200
76	237,300	290,100	335,800



77	238,000	290,200	336,100
78	238,800	290,600	336,600
79	239,600	290,800	337,000
80	240,300	291,200	337,500
81	240,900	291,400	337,900
82	241,600	291,600	338,400
83	242,300	292,000	338,900
84	243,000	292,300	339,400
85	243,600	292,600	339,700
86	244,300	292,900	340,100
87	245,000	293,200	340,600
88	245,700	293,600	341,000
89	246,300	293,900	341,300
90	246,800	294,300	341,700
91	247,100	294,600	342,200
92	247,500	295,000	342,600
93	247,800	295,100	342,800
94		295,300	343,200
95		295,700	343,700
96		296,100	344,100
97		296,300	344,200
98		296,600	344,700
99		297,000	345,100
100		297,400	345,400
101		297,600	345,700
102		297,900	346,100
103		298,300	346,500
104		298,600	346,900
105		298,800	347,400
106		299,100	347,800
107		299,500	348,200
108		299,800	348,600
109		300,000	349,100
110		300,400	349,500
111		300,800	349,800
112		301,100	350,100
113		301,200	350,600
114		301,500	351,100
115		301,800	351,400
116		302,200	351,700
117		302,400	352,200
118		302,600	
119		302,900	
120		303,200	
121		303,600	

	122		303,800
	123		304,100
	124		304,400
	125		304,700
再任用職員		187,900	215,400

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## (給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## (経過措置)

4 改正後の規則の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会が定める。

# 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

## 鳥取県人事委員会規則第15号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務 の級	区分	管理職手当月額				
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員		
			再任用職員以外の 職員	再任用職員	再任用職員以外の 職員	再任用職員	
行政職 給料表	9級	1種	130,300円	112,900円	114,700円	99,400円	
		8級	1種	117,000円	99,800円	103,400円	87,800円
	7級	2種	94,000円	79,800円	84,600円	71,800円	
		3種	88,500円	72,900円	79,700円	65,600円	
		4種	70,800円	58,300円	66,500円	51,400円	
	6級	3種	62,000円	51,000円	53,100円	43,800円	
		4種	66,500円	51,400円	58,200円	45,000円	
		5種	58,200円	45,000円	49,900円	38,500円	
	公安職 給料表	9級	2種	49,900円	38,500円	41,600円	32,100円
			8級	2種	95,700円	83,800円	95,700円
7級		3種	90,900円	77,300円	90,900円	77,300円	
		4種	72,700円	61,800円	72,700円	61,800円	
教育職 給料表 (1)	4級	3種	71,500円	56,000円	71,500円	56,000円	
		4種	62,600円	49,000円	62,600円	49,000円	
		5種	72,800円	68,000円	72,800円	68,000円	
	3級	3種	63,700円	59,500円	63,700円	59,500円	
		4種	54,600円	51,000円	54,600円	51,000円	
		特4種	70,600円	55,300円	70,600円	55,300円	
		5種	61,700円	48,400円	61,700円	48,400円	
		6種	53,800円	44,000円	53,800円	44,000円	
	特2級	5種	52,900円	41,500円	52,900円	41,500円	
		6種	52,000円	40,600円	52,000円	40,600円	
	2級	7種	44,100円	34,600円	44,100円	34,600円	
8種		35,200円	24,700円	35,200円	24,700円		
教育職 給料表 (2)	4級	8種	33,700円	22,400円	33,700円	22,400円	
		3種	70,100円	66,300円	70,100円	66,300円	
		4種	61,400円	58,000円	61,400円	58,000円	
	3級	5種	52,600円	49,800円	52,600円	49,800円	
		3種	68,400円	54,200円	68,400円	54,200円	
4種	4種	59,900円	47,400円	59,900円	47,400円		

		特4種	52,000円	43,100円	52,000円	43,100円
		5種	51,300円	40,700円	51,300円	40,700円
		6種	50,400円	39,800円	50,400円	39,800円
		7種	42,800円	33,900円	42,800円	33,900円
研究職 給料表	5級	1種	129,300円	98,300円	113,800円	86,500円
		2種	103,400円	78,700円	93,100円	70,800円
	4級	2種	89,600円	66,600円	80,600円	59,900円
		3種	71,700円	53,300円	62,700円	46,600円
医療職 給料表 (1)	4級	1種	137,700円	115,900円	137,700円	115,900円
		2種	110,100円	92,700円	110,100円	92,700円
		3種	88,100円	74,200円	88,100円	74,200円
	3級	2種	102,800円	78,100円	102,800円	78,100円
		3種	82,200円	62,500円	82,200円	62,500円
医療職 給料表 (2)	7級	2種	87,600円	74,600円	78,800円	67,200円
		3種	70,100円	59,700円	66,500円	52,700円
	6級	3種	66,500円	52,700円	58,200円	46,100円
		4種	58,200円	46,100円	49,900円	39,500円
医療職 給料表 (3)	7級	2種	88,300円	75,800円	79,500円	68,300円
		3種	70,700円	60,700円	61,800円	53,100円
	6級	3種	69,300円	53,200円	60,700円	46,600円
		4種	60,700円	46,600円	52,000円	39,900円
		5種	52,000円	39,900円	43,300円	33,300円
	5級	5種	47,400円	35,300円	39,500円	29,500円
海事職 給料表	5級	4種	64,900円	49,900円	64,900円	49,900円

## 備考

- この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
  - 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職
  - 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
  - 知事の事務部局の地方機関の職
  - 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ不登校総合対策センターの職
  - 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事監
  - 教育委員会事務局の地方機関の職
  - 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少年自然の家及びむきばんだ史跡公園の所長、埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長
- 知事の事務部局の地方機関のうち鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の職を占める職員に対するこの表の適用については、教育職給料表(1)の3級の3種の項中「70,600円」とあるのは「61,700円」と、「55,300円」とあるのは「48,400円」と、教育職給料表(1)の3級の4種の項中「61,700円」とあるのは「52,900円」と、「48,400円」とあるのは「41,500円」とする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第49号）の施行の日から施行する。

## (手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

- 2 この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## (管理職手当の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の管理職手当に関する規則の規定に基づいて支給された管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

**鳥取県人事委員会規則第16号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	40,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	25,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	20,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	15,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	10,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	5,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	

33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

## 附 則

## (施行期日)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第49号）の施行の日から施行する。

## (手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

- この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが相当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## (初任給調整手当の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の初任給調整手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

特勤手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

**鳥取県人事委員会規則第17号**

特勤手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
公署	所在地	公署	所在地
(1) 園芸試験場日南試験地	日野郡日南町阿毘緑 <u>1203の1番地</u>	(1) 園芸試験場日南試験地	日野郡日南町阿毘緑 <u>1214の1番地</u>
略		略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
期間等の区分	支給割合	期間等の区分	支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	100分の5	異動等の日から起算して4年に達するまでの間	100分の5
		別表第1第1号及び第2号の公署	100分の5
		別表第1第3号の公署	100分の4
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、別表第1の改正規定を除き、平成29年4月1日から適用する。  
(特勤手当に準ずる手当の内払)
- 改正後の特勤手当に準ずる手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合には、改正前の特勤手当に準ずる手当に関する規則の規定に基づいて支給された特勤手当に準ずる手当は、改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の内払とみなす。